

03 「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」の申請期限が令和4年8月31日まで延長

■福祉課

「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」の申請期限が6月30日(木)から令和4年8月31日(水)まで延長となりました。

新たに支給対象となる可能性がある世帯には、市より随時申請書類等を郵送します。

支給には資産要件や収入要件などに基づく審査がありますので、必要書類を添付のうえ同封している返信用封筒にて郵送してください。

原則、郵送での申請ですが、予約者のみ会場での窓口申請を受け付けています。

●予約・問合せ 自立支援金コールセンター(☎050-3000-7979)

●受付時間 9:00～17:00(土・日、祝日を除く)



01 介護保険「負担限度額認定証」の更新手続きのお知らせ

現在、介護保険負担限度額認定証を持っている人には、6月中に更新案内を郵送します

■問合せ 福祉課介護保険担当 (☎41-2683)

介護保険負担限度額認定を受けた人は、介護保険施設（特別養護老人ホーム・老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院など）を利用するときの食費と居住費の負担が軽減されます。

現在、手元にある介護保険負担限度額認定証の有効期限は、令和4年7月31日までとなっています。引き続き介護保険施設に入所する人や、ショートステイを利用する予定がある人は、必ず更新手続きを行ってください（郵送での更新手続きも受け付けています）。

02 中央地区地域包括支援センター等の事務室が移転しました

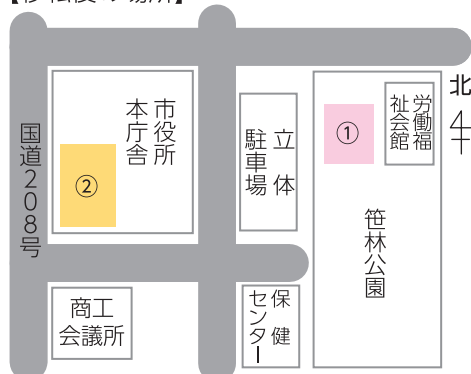
■問合せ ①福祉課総合相談担当 (☎41-2672)

②福祉課総務企画担当 (☎85-0470)

6月13日(月)から、以下のとおり事務室の場所が変わりました。

		現在の場所	6月13日(月)以降
①	中央地区地域包括支援センター (☎41-2676) ※	本庁舎1階 (福祉課内)	笹林公園内庁舎1階 (労働福祉会館横)
②	福祉課総務企画担当〈民生委員・ 児童委員事務局〉(☎85-0470)	笹林公園内庁舎1階 (労働福祉会館横)	本庁舎1階

【移転後の場所】



※6月15日(水)から中央地区地域包括支援センターのFAX番号が変わります。

現在：FAX 41-2662 → 変更後：FAX 57-1220

03 「成人式」に代わる式典の名称を募集します！

■問合せ・応募先 生涯学習課次世代育成担当〔延命庁舎内〕
(☎41-2864、FAX 41-2210)
(メール e-shogaigakushu03@city.omuta.fukuoka.jp)

民法改正により、令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳へ引き下げられました。
大牟田市では式典名を変更し、これまで通り20歳の人を対象に式典を実施します。式典にふさわしく、分かりやすく、参加したいと思う名称を寄せてください。

- ▶ **応募方法** ①名称(1人1点)、②名称の意味、③応募者の住所・氏名・年齢・電話番号を記入し、電子申請(専用サイト)、電話、FAX、メールまたは持参してください。
- ▶ **応募締切** 7月8日(金)必着
- ▶ **発表** 広報おおむた8月15日号(予定)、市ホームページ、愛情ねっと、公式ラインなど



電子申請は
こちらから

【式典の日程等】

- **と き** 令和5年1月8日(日)15:00～(受付は14:00～)
- **と ころ** 文化会館 大ホール
- **対 象** 平成14年(2002年)4月2日
～平成15年(2003年)4月1日生まれの人

⚠ 新型コロナウイルスの影響等により、変更が生じる場合は、市ホームページ等で随時お知らせします。



04 地籍調査事業実施に、皆さんの協力をお願いします

入船町、高砂町、三川町2・3丁目、四山町の一部で現地調査を実施予定

■問合せ 国土調査室 (☎41-2524)

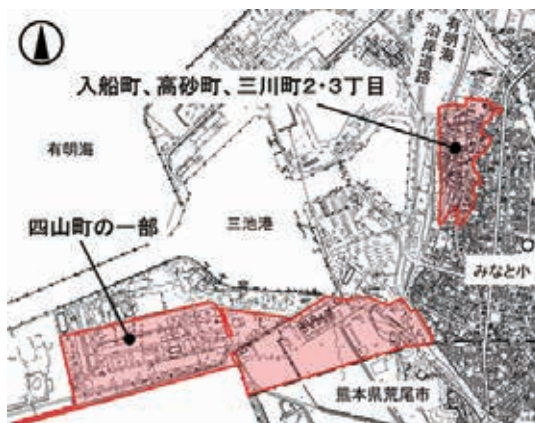
地籍調査は、国土調査法に基づいた事業です。土地の所有者や地番、地目を調査し、所有者の皆さんが決めた境界を基に測量を行い、その成果を用いて、地籍簿と地籍図を作成します。作成した地籍簿と地籍図は、土地所有者に確認(閲覧)してもらった後、その写しを法務局に提出します。

法務局では、これを基に土地登記簿が書き改められ、地籍図は地図として備え付けられます。調査費用に、個人負担はありません。

▶ 令和4年度事業概要

令和4年度は、右図の地域において、境界の確認(現地調査)を予定しています。令和3年度に現地調査を実施した地域(新港町、四山町の一部)については、調査成果の閲覧を行います。

また、現地調査区域および閲覧区域の土地所有者の皆さんには、実施時期について郵送により通知します。



令和4年度現地調査区域(予定)
入船町、高砂町、三川町2・3丁目、
四山町の一部

05

リサイクル通信

ますます資源化とごみ減量が進んでいます

■問合せ 環境業務課 (☎41-2723)

令和3年度も、たくさんの資源物を回収することができました。回収した資源物は再生利用され、皆さんの生活の中で生かされ続けます。今後も、リサイクルとごみ減量にご協力をお願いします。

リサイクルは、地域の環境美化にも役立っています

市で回収した空き缶類の売却益の一部を、還元金(リサイクル還元金および推進協力金)として各校区に交付しています。この還元金は、リサイクル集積所の整備に伴う備品購入や地域の環境美化、街路灯の新設や維持管理など、地域のために使われています。

令和4年度のリサイクル還元金(※)…9,712,800円 (※ 令和3年度の回収実績に基づいた交付額)
令和4年度の推進協力金(※)………2,427,200円

資源化量(令和3年度)

種 別	資源化量
カン	190
ビン	754
ペットボトル	197
白色トレイ	7
紙類	1,576
古布・古着類	317
容器包装プラ	320
合計	3,361

単位:トン

令和3年10月から、プラスチック製容器包装の分別回収が始まっています



回収されたプラスチック製容器包装は中間処理業者へ運び込まれ、資源化できるものと汚れていて資源化できないものに分けられます。

大牟田市から持ち込まれるものはきれいで、資源化できる割合が高いと言われています。引き続き、分別の際は「プラ」マークを確認してください。



! 動物による食い荒らしや飛散を防止するため、必ず専用ネットの中に入れてください。※専用ネットの結び口を締める必要はありません(写真参照)。

06

新しい家庭用有料指定ごみ袋のサンプルと

「ごみ出し読本」を配布します

■問合せ 環境業務課 (☎41-2723)

7月1日から販売を開始する新しい家庭用有料指定ごみ袋は「大(40ℓ)、中(28ℓ)、小(18ℓ)、特小(10ℓ)」の4サイズです。各家庭のごみ排出状況に合ったサイズを選択できるように、新しい家庭用有料指定ごみ袋のサンプル(4種類)を広報おおむた7月1日号と同時配布します。また、「プラスチック製容器包装」をはじめ、さまざまなごみの出し方やごみ減量のポイントを記載した「ごみ出し読本」も一緒に配布しますので、家庭での「ごみダイエット」の参考にしてください。

広報おおむた7月1号と同時配布します

▶ 新しい「ごみ出し読本」
ごみの出し方やごみ減量のポイント等が記載されています。



▲ 新しい家庭用有料指定ごみ袋(写真は大きいサイズ)

現行の有料指定ごみ袋・指定シールの販売は、6月30日で終了します。7月1日からは新しい有料指定ごみ袋・指定シールの販売を始めますが、現行の有料指定ごみ袋(家庭用・事業所用)・指定シールは9月30日まで使うことができます。

この間に新しい有料指定ごみ袋への計画的な切り替えをお願いします。